様式第２号（第７条関係）

年　　月　　日

神栖市長　　　　　　様

申請者　住所

氏名

電話番号

誓約書兼同意書

　神栖市空家利活用促進事業補助金の交付申請について、次のとおり誓約及び同意します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象事業の区分 | □改修事業　□家財道具等処分事業　□空家バンク成約奨励金事業 |
| 誓約事項 | (1) 市税等の未納がないこと。(2) 補助対象物件を売買し、又は賃貸借する相手方が３親等内の親族でないこと。(3) 補助金の交付を受けようとする当該年度内に補助対象事業（奨励金を除く。）が完了する予定であること。(4) 改修事業にあっては、補助対象物件の売買契約又は賃貸借契約を締結し、所有者の同意を得ることとし、事業者に委託して行う改修であること。(5) 家財道具等処分事業にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第７条に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けている事業者に委託して行う処分であること。(6) 神栖市暴力団排除条例（平成２４年神栖市条例第１４号）第２条第２号及び第３号の規定に該当する者でないこと。(7) 所有者にあっては、補助対象物件を２年以上空家バンクに登録すること。(8) 入居者にあっては、補助対象物件を適正に維持管理し、当該物件に５年以上居住し、又は店舗若しくは事業所等に利活用すること。(9) 移住者にあっては、補助対象物件を適正に維持管理し、補助金の交付を受けようとする年度内に当該物件の住所に住民登録をし、１０年以上居住すること。(10) 補助対象物件において神栖市東北地方太平洋沖地震に係る住宅復興資金利子補給金交付要項（平成２３年神栖市告示第７０号）、神栖市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要項（平成２５年神栖市告示第１２号）、神栖市若年世帯住宅取得補助金交付要項（平成２５年神栖市告示第１１号）、神栖市かみす子育て住まいる給付金交付要項（令和２年神栖市告示第２３号）及びこの告示の規定による同一の補助対象事業の補助金の交付を受けていないこと。 |
| 同意事項 | (1) 市が住民基本台帳や課税の収納状況等を確認すること。(2) 市が神栖市暴力団排除条例に係る関係機関に調査及び照会等をすること。(3)虚偽やその他不正があった場合は、補助金を返還すること。 |

【所有者の同意】申請者が、賃貸借契約をした入居者又は移住者の場合

私（所有者）は、上記の申請者が、改修又は家財道具等を処分することに同意します。

年　　月　　日

所有者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　印